

# 京都観世会館使用規程

この規程は、京都観世会館（以下「会館」）をご使用頂くにあたりまして定めたものです。使用者は、この規程に則り円滑で健全な運営ができるようご協力のほどお願い致します。

## 「1、会館使用のお申し込みについて」

当会館は、能楽の普及・振興の拠点として設立され、優れた能を広く各階層の人々に提供するための能楽堂として維持運営されており、この目的に沿った催しや稽古の場としての使用に優先貸与いたしております。

また、日程調整のうえ、日本文化・伝統芸能の興隆・発展のための公演や発表などの活動にも貸し出して幅広くご利用いただいております。

## 「2、申込み手続」

- (1) 使用申込みは使用日の属する年の1年前から受付けます。
- (2) 会館所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、事務局へお申込ください。
- (3) 京都観世会理事会において審査のうえ、会館使用承認のご連絡を致します。
- (4) 使用承認後1ヶ月以内に申込金を事務局へお支払いください。  
(申込金は使用料の半額とします。ただし、学生主催の申込金は3万円とします。)
- (5) 申込金受取り時に使用許可証を発行いたします。

\*本館での「能の催し」を優先と致しますので、申合または稽古の申込日時に能の催しの申込がありました際は、変更をお願いする場合もございます。また、同一日に舞台使用申込時間が一部重複する場合は、申込の先順位を優先します。(申込者間での時間調整は可)

## 「3、施設使用料」

- (1) 施設使用料は別紙使用料金表（以下「料金表」という）のとおりです。
- (2) 別表の「本館使用料」は、京都観世会会員の主催する催しに限ります。  
会員以外の催しは規定料金の3割増し、また、能楽以外にご使用の場合は京都観世会会員以外使用料金表の5割増しとさせていただきます。
- (3) 使用料金の残額は、催し終了後1ヶ月以内に現金または振込にてお支払いください。

## 「4、取消料」

お申し込み後、取消しされる場合は使用日までの日数に応じた下記の取消料が発生します。

- 180日前から30日前・・・会場使用料の 20%
- 29日前から4日前・・・・・・会場使用料の 50%
- 3日前から当日・・・・・・会場使用料の 100%

※但し激甚災害や流行性感染症などにより政府機関等からの中止勧告や要請があった期間の取消に関しては、理事会の承認を経て減額できるものとする。

## 「5、使用時間」

- (1) 正面玄関の開場・閉場  
開場は通常開演の40分前とし、予め申し出のあった場合は60分前に出来ます。  
閉場は、終演30分後とします。
- (2) 会館貸出し時間帯は「料金表」のとおりです。
- (3) 申合・稽古の使用時間帯  
午前9時より午後8時までとします。
- (4) 舞台使用について  
公演後の舞台使用は、玄人会の申合に限ります。終了は午後8時30分を厳守してください。  
ただし、翌日の会館使用状況によりやむを得ずご使用をお断りさせて頂くこともございますのでご了承ください。

- (5) 時間延長について  
使用時間延長の可否及び料金は、使用区分により「料金表」に定めておりますのでご確認ください。
- (6) 楽屋使用について  
使用開始は開演の1時間40分前とし、終演後は1時間以内の退出をお願いします。

#### 「6、写真撮影・録音・録画について」

- (1) 演能中の写真撮影・録音・録画は当会指定の業者、または、特別許可者以外は固くお断り致します。
- (2) 撮影者には腕章を付けていただきます。腕章を付けていない方の撮影はお断りに参りますのでご了承ください。

#### 「7、能楽以外の舞台設営・照明等について」

能楽以外の舞台設営等は「京都舞台」、舞台照明等は「株式会社リュウ」をご利用いただきます。

#### 「8、ポスター・貼紙等について」

ポスター及び貼紙等を掲示する場合は、事前に事務局で承認を得てください。

#### 「9、ビデオ機器の持込について」

ビデオ機器の機器持込料については、「料金表」をご確認ください。

#### 「10、使用上のご注意」

- (1) 会館の秩序を乱すなど、会館管理上支障があると判断される場合、使用をお断りすることがあります。予めご了承ください。
- (2) 天災（台風・地震など）の発生時には、緊急に使用をお断りする場合があります。  
この場合、お支払いいただいた料金は全額返金いたします。
- (3) 使用权を第三者に譲渡・転貸したり、お申込み事項の目的以外で使用したりすることはできません。
- (4) 危険物の持込はしないでください。また、火器設置場所以外では火気を使用しないでください。
- (5) 舞台・設備等のご使用には十分ご注意ください。万一、汚損、紛失、破損した場合は使用者において原状に復し、または、その損害を賠償していただきます。
- (6) 使用者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当すると判断した場合は使用を承認しません。また、この事実が判明した場合は、何ら催告することなく予約・使用を取消します。
- (7) 前項に該当した場合、受領済みの施設使用料の返還や、使用者等に生じた損害の賠償は行いません。また、予約・使用の取消により、当会館が損害を被った場合は、当該損害を賠償していただきます。

---

管理・運営 公益社団法人 京都観世会

〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町4-4 TEL 075-771-6114

(この規程は、令和6年1月1日から改正施行)